

(別紙)

「近未来技術実証特区におけるプロジェクト」の募集に係る提案

【募集期間】平成27年1月15日(木)から2月13日(金)(必着)

【留意事項】

○いただいたご提案については、HPIにて公表する予定ですが、ご提案内容について、非公表を希望される方は、i.kokkatoc@cas.go.jpへその旨メールにてお知らせください。

○参考資料がある場合は、本提案用紙とは別ファイルでご提出ください。なお、ファイル名は、「提案者名、提案名(参考資料)」としてください。

【回答者情報】

- 団体・所属名： 長崎県企画振興部政策企画課
- 提案者氏名： 山本 治
- 電話番号： 095-895-2037
- メールアドレス： haiime-yamamoto@pref.nagasaki.lg.jp

【① 提案者の氏名又は団体名(回答必須)】 ・長崎県 ・長崎県病院企業団
【② 提案者の住所・所在(回答必須)】 ・長崎県長崎市江戸町2番13号 ・長崎市万才町4-12 日本生命ビル旧館6階
【③ 提案名(回答必須)】 離島地域で実施する特定健康診査における遠隔診察の導入
【④ プロジェクトの実施場所(回答必須)】 対馬市、壱岐市、五島市及び新上五島町
【⑤ 具体的なプロジェクトの内容(回答必須)】 医師の偏在により離島部では本土部と比較し医療施設に従事する医師が少ない。 (人口十万人あたり医師数 本土部287.5 離島部155.0 H24医療圏医師数比較より) そのため離島部の医師は通常の診療に対応するだけで手いっぱいであり、特定健康診査の診察に多くの時間を割くことが困難となっている。 このプロジェクトは、通信機器を活用し、本土部の医師が離島部の特定健康診査の診察に従事することにより受診率の向上を図り、特定保健指導事業の拡大と離島部における健康増進につなげようとするものである。

【⑥ ⑤のプロジェクトを不可能又は困難とさせている根拠法令等（回答必須）】

※特定健康診査における遠隔診察の活用については、明確な規定なし。

【関係法令】

- ・ 医師法第17条 〔医師でない者の医業の禁止〕
- ・ 医師法第20条 〔無診療治療等の禁止〕
- ・ 保健師助産師看護師法第37条 〔禁止行為〕

【厚生労働省関連通知】

- ・ 情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（厚生省健政発第1075号 平成9年12月24日）
- ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（厚生労働省告示第11号 平成20年1月17日） 第1 特定健康診査の外部委託に関する基準

【⑦ ⑤のプロジェクトの実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容（回答必

厚生労働省に確認したところ、「特定健康診査は診察及び医師の判断により実施する項目があり、医師が会場にいて、立ち会う必要がある」との見解であったため、遠隔診察を活用した本プロジェクトの実施は困難である。

【⑧ ⑥及び⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容（回答必

特定健康診査の実施時に、医師による遠隔診察（健診項目のデータ、リアルタイム映像の利用等）を活用した対応を認める。

【⑨ ⑧を措置した場合に想定される経済的社会的効果（回答必須）】

- ・ 離島部の特定健康診査受診率の向上、特定保健指導事業の拡大により、県民の健康増進を図る。
- ・ 医師の偏在による離島部の医師の負担を軽減し、離島地域の医療体制の確保を図る。
- ・ 住民にとって身近な公民館等での特定健康診査の実施により気軽に受診することを可能とし、今まで受診していなかった住民の掘り起しを図る。